

福島市語学指導等を行う外国青年の報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

福島市長 木 幡 浩

## 福島市条例第 5 号

福島市語学指導等を行う外国青年の報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

福島市語学指導等を行う外国青年の報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（令和元年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「33万円」を「36万円」に改め、同項第2号中「35万円」を「37万円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。